

令和 7 年度桜井市被災者支援システム一式に
係る調達の入札説明書

令和 7 年 11 月
桜井市 市長公室危機管理課

桜井市が調達する物件に係る一般競争入札最低価格落札方式については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は「16. その他 (4)」に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 入札概要

本入札説明書に係る入札は桜井市が執り行い、令和 7 年度桜井市被災者支援システム一式に係る調達として、システム構築に係る経費と令和 7 年度中のシステム利用料の合算を対象とします。

契約についての詳細は、「10. 契約の締結および契約書作成の要否」に示すとおりです。

2. 一般競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件、数量および特質

- ① 被災者支援システム 一式
- ② 画像格納サーバー 1 台
- ③ 管理端末 PC 1 台
- ④ タブレット端末 1 台
- ⑤ モバイルルーター 1 台

(2) 事業の上限価格

構築委託に係る費用	4,013,000 円
システム利用に係る費用	530,000 円

※上記上限額は消費税等を含まない。

※この金額は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものである。

※入札書に記載する内訳の金額は、上記項目ごとに上限金額を超えてはならない。

(3) 構築期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日までの間

(4) 納入場所

〒633-8585

桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所本庁舎内

(5) その他

入札物件の詳細については、仕様書のとおりです。

3. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす事業者が、この入札に参加することができます。

- (1) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 条）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本市の「令和 7 年度入札参加者資格者名簿」において、営業種目の「Q 委託業務」－「11 電算業務」に登録された事業者であること。
- (7) 次の①に掲げる書類を令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時必着の「(8) ③受領および提出場所」に示す提出場所に提出した者であること。

①参加表明書（様式ア）

※記載いただいたメールアドレス宛に、仕様に関する質問の回答等を送付させていただきます。

- (8) 次の①～②に掲げる書類を令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 2 時（必着・郵送可）までに③に示す提出場所へ提出し、「①適合規格承認申請書（様式 1-1）」の承認を受けた者であること。なお、適合規格の適否については令和 7 年 12 月 2 日（火）にメールにて通知します。

①適合規格承認申請書（様式1-1）

仕様書に基づく入札物件として適合していることを、適合規格承認申請書により証明しなければなりません。

②実施体制届（様式2）

①で示す適合得規格承認申請を行った入札物件に関して、申請者と製造事業者、保守業者等との関係がわかる体制図を提出してください。

③受領および提出場所

〒633-8585

桜井市大字栗殿432番地の1

桜井市 危機管理課 本庁舎3階

電話：0744-42-9111（内線1411）

4. 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式 A-1）を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式 B）を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度（2 回目）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2 回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがあります。

5. 入開札の場所等

入開札の日時および場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432-1 桜井市 本庁舎 3 階 入札室

令和 7 年 12 月 8 日（月） 午前 10 時 00 分

6. 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は

免除される場合があります。

7. 入札の辞退について

今回の「令和 7 年度桜井市被災者支援システム一式に係る調達」の入札を、「3. (7) ①参加表明書（様式ア）」を提出後に、辞退する場合は下記の要領で必ず入札辞退届（様式 D）を提出してください。

- ・提出期日 **令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 2 時**
- ・提出場所 「3. 一般競争入札に参加する者に必要な資格 (8) ③受領および提出場所」の記載に同じ。

8. 入札の無効

次に掲げる (1)～(9) までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 伝送をもって送付してきた入札
- (5) 入札書に記名押印を欠く入札
- (6) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (7) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合や、入札書に記載の内訳が「2. (2) 事業の上限価格」を超える場合は、直ちに再度入札（2 回実施、計 3 回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式 E）を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書（様式 A-2）を提出してください。
- (5) 再度（2 回目）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価

格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書（様式 C-1、C-2）を提出してください。

10. 契約の締結および契約書作成の要否

(1) 落札者と桜井市による構築委託契約とシステム利用契約の締結を要します。なお、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。

(2) 利用契約は長期継続契約とする。

※ただし、毎年度の予算成立を条件とする。

11. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の法人にあっては非常勤を含む役員および支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 落札者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、桜井市がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を桜井市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、事業者を変更することがあります。また、契約を解除した場合は、事業者に損害賠償義務が生じます。

- (1) 見積書など提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) 事業者に重大な瑕疵があるとき。
- (3) 事業者が業務遂行の意思が認められないとき。
- (4) 事業者が業務遂行能力がないと認められるとき。
- (5) 契約締結後、契約者について「11. 契約の不締結」の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。なお、「11. 契約の不締結」の(1)および(3)から(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。
- (6) その他、契約を継続するに耐えない事情があるとき。

13. 契約の停止等

この契約に関し、別紙仕様書のとおり行われたい又はその見込みがあると認められるときは、契約を停止し、又は解除する場合があります。

14. 支払い方法について

落札者は、支払い方法について桜井市と協議を行った上で請求を行ってください。

また、桜井市がその支払いの請求を受けたときは、桜井市契約規則で定められている期間内に支払うものとします。

15. 注意事項

- (1) この業務の発注課および請求書提出先は次のとおりです。

「3. 一般競争入札に参加する者に必要な資格 (8) ③受領および提出場所」の記載に同じ
- (2) 事業者（入札参加事業者並びに納入、作業、保守に関わるすべての事業者）は、当該入札により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。
- (3) 契約事業者（落札者並びに当該落札者が指定する保守事業者）は、当該契約により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。こ

の契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

- (4) 履行に際しては、桜井市の担当者と十分打合せの上、その指示に従ってください。
- (5) 落札者は、契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により契約相手方の承諾を得たときは、この限りではないものとします。（落札者が指定する保守事業者も同じ）
- (6) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (7) 事情により、落札者決定の留保・取り消しを行う場合があります。

16. その他

- (1) 入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書は3枚用意してください。入札書の記載については、記載例のとおりです。
- (2) 落札者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書および仕様書の記載内容のほか、事前に桜井市の担当者と協議してください。
- (3) 仕様に関わる質問等については、下記に示す URL から行ってください。質問受付期間は、令和7年11月21日（金）午後2時までとします。回答については、令和7年11月26日（水）までに参加表明時に提出されたメールアドレス宛に送付します。
https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40443
- (4) 入札説明書および入札手続に関する質問（各種様式記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

照会先 桜井市 危機管理課

電話 0744-42-9111（内線 1411）

担当：西村